



発行所 中央大学会計人会

東京都台東区上野1-9-4

平川税務会計事務所内

発行人 会長 平川忠雄

編集人 広報担当 前川和義
副会長 前川和義

'99 箱根駅伝

力走する
中大のランナー



公会計へ複式簿記の導入を ***バランスシートの開示は急務である***

荻野弘康

はじめに

近年、国や地方公共団体の赤字財政（国と自治体で5百数十兆円）の状態が喧伝され、その克服が緊急課題となっている。赤字財政の原因は種々あるが、またその対策も沢山あるというのが現状であろう。

「主婦の店ダイエー」が、巨額な有利子負債を

抱え、創業者の中内氏が一步後退し、新たに代表取締役に鳥羽氏を選任した。

ダイエーの財務状況は、各種の情報誌によって報道され、その経営再建は国民的関心事でもある。

ここで問題なのは、ダイエーの経営再建が国民的関心事であるのに、国民が株主、債権者同様である国や地方公共団体の財政再建がなぜ国民的関心事にならないのかということについて、その原

因を探り、国民の関心が高まるよう、問題を提起していかなければならないと思う。

1. 情報開示が不十分である

国や地方公共団体の赤字の宣伝は、かなり行き届いている。事実、相当の赤字であることは間違いない。しかしながら、簿記や会計の知識の全くない者ならざ知らず、税理士や公認会計士のいわゆる職業会計人が、これらの宣伝を鵜呑みにしていることは稀であろう。

我国の公会計の致命的欠陥は、バランスシートの開示のないことである。

情報開示の運動を進めている国会議員や学者の説明によると国の有する財産のうち、処分可能の財産は90兆円を超えるという。

ありやなしやについては大いに議論したらよい。

2. 徴税者も納税者と同等の開示義務を負うべきである

国民には納税の義務があり（憲法31条）、概ね誠実に履行されている。

適正な納税義務を担保するために、納税者には種々の情報開示の義務規定がある。

「商人は営業上の財産および損益を明らかにするため会計帳簿および貸借対照表を作ることを要す。」（商法32）をはじめ、税法では「内国法人は、各事業年度終了の日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算にもとづき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。」「貸借対照表、損益計算書、その他」（法人税法74）、個人の確定申告についても、財産債務の明細書（所得税法232）、青色申告の添付書類／貸借対照表、損益計算書（同149）等であり、ダイエーなどの公開会社については、さらに詳細な有価証券報告書の開示（有価証券取引法）が義務づけられている。

国や地方公共団体に対して、国民は株主、債権者と同等の関係にあり、納税者が負う義務を徴税者も当然負うべきであると考える。

3. 発生主義による複式簿記を採用し、バランスシートを開示すべきである

公会計の帳簿作成の手法について多言を要する

必要はあるまい。納税者、多数の企業会計が採用し、五百年の歴史を持つ、発生主義による複式簿記を導入することだ。

営利企業とは異なる公会計なので、当然種々の改良工夫を加えていかなければならない。

ニュージーランド、アメリカなどの先進諸国やすでに実施段階に入っている三重県や藤沢市などを参考にしつつ、よりよいものをめざすべきである。

日本公認会計士協会でも、公会計原則の試案（平成9年12月）を発表している。

4. バランスシートの開示によって国民の関心は飛躍的に高まる

バランスシートの開示によって、財政に関する国民の関心は、飛躍的に高まるであろう。ダイエーの経営再建の比ではあるまい。国難ともいべき経済状況、それによってさらに加速しつつある財政赤字は、国民一人一人にとっても、とても重い十字架である。

国民は自らの将来、子々孫々の未来を見据えて真剣に公会計のバランスシートを見つめ、ある者は財政評論家として、またある者は野次馬として、カンカンがくがくの議論が沸騰し、その中から、かららずや建設的な財政再建の英知が導き出されることと確信している。

5. 諸外国ではすでに実施され、成功している

深刻な財政赤字に悩んだニュージーランドは、1990年から企業会計方式を導入し、財政再建に大いに成果を挙げたという。

アメリカも3年間の猶予期間をおいて98年より実施している。

このほか、オーストラリア、カナダ、イタリア、オランダ、イギリス、台湾…が実施し、それぞれ成功しつつある。

6. 我国でも、自治体が次々に検討し、バランスシートの開示に向かっている

三重県のバランスシート（別紙参照）

7. 機は熟しつつある……地方自治法の改正、情報公開法の動向

本件は、昨今突如として持ち上がった話ではない。我が国でも明治時代に複式簿記によって財政に関する書類が作成されていた（明治7／11）し、「予算、会計の改革に関する意見……臨時行政調査会／昭和39年9月」でも、複式簿記の導入を検討するよう答申しているし、答申の中身もかなり深度のあるものであった。

どうして今日まで放置されていたのか判らないが、われわれ職業会計人の怠慢も大いに自己批判しなければならない。

公会計の膨大な資産は、それぞれいざれかのセクションで管理されていると思料されるが、どう説明してみても、企業会計方式と比較して限りなく不透明であることには論をまたない。

遅まきながら、専門家集団である税理士会も、公認会計士協会も、それぞれ実現に向けて活動を開始した。情報公開に対する国民の関心は高まりつつあり、国会にも情報公開法が上程され、与、

野党の折衝が熱心に行われている。

地方自治法の改正（平成9－5）が行われ、外部監査制度の導入がなされ、中核都市では平成11年10月より実施される。

コンピュータの普及発達も、大いに追い風であろう。

むすび

制度的に行うには、財政法や地方自治法などの関連諸法規の改正も必要である。

組織的、網羅的にやるのがベストであるが、とりあえず情報サービスの一端としてテスト的にスタートする。

制度改正の場合には、先進諸国のように所要の準備、猶予期間をおく。

「日本国民も政府と地方自治体に粘り強く要求すれば実現できるはずだ。米国にいい見本があるのだから、真似して欲しい。」（米国会計検査院前委員長チャールズ、ボウシャー氏）という。貴重な意見を結びとさせていただく。

〔別 紙〕

三重県普通会計貸借対照表

〔この貸借対照表は、三重県普通会計決算を発生主義の会計処理に沿って、一定の考え方のもとで試算したものであり、今後の議論のたたき台とするものである。〕

（単位：億円）

資産の部	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	負債の部	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度
1. 流動資産	2,524	2,836	2,498	2,249	2,197	1. 流動負債	1,129	1,322	1,015	1,364	1,512
(1)現金・預金	2,123	2,227	1,958	1,695	1,618	(1)未払金(債務負担行為等)	1,025	1,112	786	1,055	1,146
(2)信託等	133	161	163	138	193	(2)1年以内返済予定地方債	204	210	229	309	426
(3)未収地方税	86	97	100	104	87	2. 固定負債	3,940	4,656	5,139	5,897	6,605
(4)未収特定財源	182	351	278	313	300	(1)1年超返済予定地方債	3,686	4,395	4,841	5,583	6,282
2. 固定資産(社会資本及び土地)	25,106	27,963	30,443	32,614	35,034	(2)退職給与引当金	254	261	297	314	323
(1)建物・構築物等	23,431	25,809	28,267	30,610	33,028	3. 負債合計	5,169	5,979	6,154	7,261	8,177
(2)減価償却累計額	▲3,335	▲3,623	▲3,938	▲4,279	▲4,648	資本の部					
(3)土地	2,993	3,203	3,427	3,679	3,970	4. 資本剰余金	8,846	9,398	9,956	10,546	11,096
(4)建設仮勘定	2,018	2,575	2,686	2,605	2,683	5. 自己資本	14,777	16,722	18,211	18,568	19,553
3. 投資等	1,162	1,299	1,390	1,512	1,595	(1)利益剰余金	12,409	13,514	14,585	14,554	14,543
						(2)基金	2,088	1,964	1,848	1,753	1,685
						(3)収支差額その他	280	1,244	1,778	2,262	3,325
4. 資産合計	28,791	32,098	34,331	36,375	38,826	6. 資本合計	23,622	26,120	28,177	29,114	30,649
						7. 資本負債合計	28,791	32,098	31,331	36,375	38,826

ゴビの砂漠を緑に

「MORE GREEN GOBI」
の運動に参加して

岩田克夫

—北京の歴史跡を訪ねて—

1972年1月「馬王堆遺跡」が発見され、そこから2000年前の女性の屍体が腐りもせず「帛画」など貴重な副送品とともに、つい先日、埋葬されたばかりの姿で出現した。遺体は軒夫人。隣の墓から「長沙丞相」「軒侯之印」「利蒼」という文字が刻まれた三個の印章が発見され、これで被葬者が判明した。

司馬遷の「史記」などにより長沙王呉王（紀元前193～186在位）に丞相として仕えた利蒼の妻として推定されたのである。

この墓室に収められていた「槨」（棺桶の外のおおい）が全て一枚板で作られ、幅が5メートルもある。この板が取れる樹木が生育していたのだから、おそらく、このあたりは、うつ蒼とした原始の密林であったのであろう。

長沙は、長江洞庭湖の南方にある。

—中国の植林—

現在、中国における森林被覆率はわずか10数パーセント。開発され、自然破壊の激しい日本のそれが67パーセントというのに比較するといかに荒れて、森林、緑の少ない中国が理解できるだろう。

さて、東京税理士会が3年前「MORE GREEN GOBI」の事業を始めた。

私も、第一次植樹団（'96. 10）第二次植樹団（'98. 5）に参加する機会を得た。植林の場所は第一次と同じ、内蒙古自治区の首都フホホトから160km離れたシムラニン高原と、今回包頭市郊外のクブチ。ポプラを約500本づつ植樹をする。

クブチの地下は、大石炭埋蔵地。大昔、大森林地帯であったことの証でもある。

フホホトは漢の匈奴の慰撫政策の犠牲として、王昭君の降嫁の地。王昭君夫妻の銅像が建ち、地元大学の王教授に案内され、その解説によれば、京劇「漢宮秋」の悲劇ではなく、夫婦仲睦まじく



幸せな一生を終えたと伝説が語るとか。

また、漢の武帝時代、匈奴対策のもとに捕虜として、蘇武、李陵がこの地で暮し、李陵を庇って宮刑された司馬遷、その舞台になった。中国歴史を知るものにとっては、一度は訪ねたい興味のある土地である。

日中戦争の折りは、日本軍が駐留したという。

—北京、歴史の旅—

開けゆく中国の千年の都、北京。

中華文化に浸り、悠久の歴史にふれる旅。

（地球の歩き方より）

いうまでもなく北京は中国の首都であり政治、経済、交通、文化及び観光の中心である。

私は、公式の行事の前後、個人旅をする「クセ」がある。今回は4月27日から旧満州の大連、瀋陽、長春、ハルビンを訪ね、5月2日合流のため北京に着いた。

植樹の帰途は故宮、天安門、万里の長城など定番の北京観光が組まれている。

そこで一日の休日を、周口店、蘆溝橋、香山公

園、碧雲寺、頤和園、そして京劇の観光を計画した。蛇足ながら、周口店。50万年前、火と石器を使った人類、北京原人が発見された所。記念に北京原人のレリーフを買った。

蘆溝橋は、1192年木造から現在の石造りとなつた。マルコポーロが世界で最も美しい橋として紹介したことでも有名である。

また、1937年7月7日。一発の銃声で日中戦争が勃発、日本軍が最初に占領した場所であり、近くに「中国人民抗日戦争記念館」が建ち、中国青少年の愛国教育の場となっているという。

大理石の欄干の柱頭にさまざまな姿をした一つとして同じものがない石の獅子が彫られている。

香山公園、碧雲寺。香山公園は「枕草子」にも登場する蘆山の香炉峰に似ている香山(557m)があり、山頂までの1.5kmのロープウェイがあった。ほとんどの観光客はそちらへ流れ、私たちは隣の碧雲寺を訪ねた。この寺はチンギスハーンの丞相をつとめた耶律楚材の子孫の住居として建立。明代、清代に増築され今日の姿に。建物の規模、彫刻の技術の高さは日光東照宮の一桁も二桁も上と見たのは私だけだろうか。また、孫文、中山先生の遺体が一時安置されたお寺でもあり、スターリンから贈られたガラスの棺が展示されていた。

蝶々の採取を友人のコレクションのため買い求めた。秋の紅葉時に是非再訪したい。

頤和園。歴史を繙けば、12世紀の金代に建設され、清代、乾隆帝に整備拡張し、西太后が海軍経

費を流用、修復し避暑地としたという。そのため、清国海軍は財政不足で増強不十分となり、日清戦争の敗北の原因となったと伝えられる。

今回は、北京西部を観光したが、未だ見ぬ歴史遺跡を見学したい。

—中国の砂漠開発と今後—

広大なアジアの国、中国は日本の26倍の広さである。砂漠は国土の約17%といわれる。

日本国土の4.42倍が砂漠であって、ゴビとは「使えない土地」「石ころの荒地」の意味である。そこを植林し豊かな草原にしようと遠大なロマン「MORE GREEN GOBI」事業は東京税理士会のみの運動でなく、中国政府も、毛沢東時代から国土の植樹緑化運動を精力的に勧めているという。

生前毛沢東は毎年、全国各地から植樹緑化の成果の報告を享け、報告の通りであれば、既に中国全土は樹木に覆われている筈であると嘆いたと仄聞した。

「白髪三千丈」の国の民と協力して「百年河清」「千年緑化」をしようではないか。日中戦争の贖罪として、いや今日の日本文化の源としての中国。

800年前のチンギスハーンの時代はゴビの砂漠は森林と背丈を超える草原であったと「元朝秘話」は伝えている。そのために使用済みの「テレカ」「切手」を集め淨財として、三度、四度と命續く限り「MORE GREEN GOBI」の運動を続けていきたい。皆様にも是非運動にご協力を願いしたい。

「平成11年度税制改正」研修会開催さる

山田 淳一郎

表記のテーマで、平成10年秋期研修会を中心駿河台記念館に於いて、平川忠雄会長と山田の対談方式により開催致しました（平成10年12月19日）。

次に、対談内容要旨を紹介致します。

平成11年度税制改正は、「景気回復と将来展望への道筋」を基本にその作業を進めた、と自民党平成11年度税制改正大綱に記されている。また、「政党の公約、政治家の言葉」を最大限にとりい



れるべく税制改正作業を進めた、とも記されてい

る。であるからであろう、各税目にわたり、種々の改正が行われているが、ここで簡単に全体を鳥瞰してみたい。

1. 所得税減税

国税・地方税を合わせた個人所得課税の最高税率が65%から50%に引き下げられる。50%にすることは早い時期から決まっていたが、その後、国税と地方税どちらを何%下げるかについて、「国と地方の貧しさ比べ」が激しく行われたと聞く。結果、所得税が50%から37%に、住民税が15%から13%に下がることになった。地方（自治省）が勝った、ということか。

合わせて、定率減税、扶養控除の拡充などが行われる。

2. 住宅・土地税制

景気刺激策の目玉が、住宅取得等特別控除の大枠拡充である。当初、住宅ローン利子を所得控除する制度創設の動きもあったが、結局従来からある税額控除制度の拡充（①控除対象ローンを、建物取得ローンだけに限定していたものを土地取得ローンにも適用する ②控除対象ローン残高を3000万円から5000万円に引き上げる ③控除対象期間を6年間から15年間に延ばす、等）となった。

その他、平成10年度改正で所得税に創設された「住宅を買い換えた場合の譲渡損失の繰越し控除制度」が住民税にも創設され、「住宅取得資金の贈与の特例（贈与税）」も拡充される（軽減対象となる贈与金額が、1000万円から1500万円になる）。

また、土地流動化の観点から、個人の長期所有土地譲渡益課税の税率が引き下げられ、一律26%（所得税20%・住民税6%）になる。

なお、平成10年度と11年度に臨時・緊急措置として行われた土地・住宅税制の改正は、とりあえ



ず平成12年12月31日までの措置となっており、その後については、その時の景気や不動産状況により検討することとされている。

3. 法人税減税

法人税率および法人事業税率が引き下げられ、国税・地方税合わせた法人所得課税の実効税率が40.87%になる。グローバル化への対応という観点から、2001年を目途に連結納税制度を導入すべく検討にはいる旨も決められた。

4. 中小企業者・自営業者への配慮

中小法人の法人税軽減税率の引き下げ（25%が22%に）、個人事業税における事業主控除の引き上げ（270万円が290万円に）が行われる。また、事業財産承継の観点から、相続税における課税価格の計算の特例である「小規模宅地等の評価減の特例」が改正され、事業用宅地に係る相続税負担が軽減されることになる。

5. その他

投資促進の観点から「取得価額100万円未満のパソコンの一括即時償却制度の創設」など、円の国際化の観点から「有価証券取引税の廃止」など、また、環境問題の観点から「低燃費車・低公害車の自動車取得税の軽減」など、種々盛り込まれている。

第5回中大会計人会ゴルフ同好会コンペに優勝して

鈴木 康雄

平成10年11月5日（木）、中大会計人会ゴルフ同好会の第5回目になるコンペが千葉カントリー俱

楽部梅郷コースにおいて行われました。

今回の参加者は8名プラス、ゲスト2名の計10

名で、3組と若干少な目で寂しい感がありました。千葉県でも有数の名門コースでプレーができるという気持ちが先走り、ゴルフの結果は別としてまさにワクワクとした気持ちで当日の朝を迎えるました。今回セッティングしていただいた黒田克司先生ありがとうございました。

大江晋也同好会会长の挨拶に続き、越智通秀競技委員長より説明の後、第1組目から元気にスタートしていきました。

今回は前川和義先生と越智通秀先生との組合せとなり、上級者の足を引っ張らないようにと多少の緊張感を覚えました。朝から晴天に恵まれた一日でしたが風が少しあり、越智先生は「木より高く打つと風の影響を受けるから…」と漏らしていましたが、私などは取り敢えず前進すればという気持ちでした。というのも、今大会前の何回かの自分のプレーはというと、ドライバーが乱れ始めたのに続いてアイアンまで乱れ、どうしようもない状況にあったからです。そこでひとつ変えたのは、以前使用していたシャフト44インチのドライバーを使ってみたことです。最近使っていたものは45.5インチだったので、僅か1.5インチですがシャフトが短い分、楽に振れる気がしたのです。スタートホールでは左に引っかけて、浅かったものの林に入れてしまいましたが、その後はまずまずのショットが出ました。

今回のゴルフで泣かされたのは、思いのほかグリーン面が固かったことです。アイアンで上から落としても止まらずに傾斜に沿って流れてしまい、ナイス・オンのつもりで行ってみるとこぼれているという状況です。あるショート・ホールで次の組に打ってもらおうということで見させてもらっていたところ、O先生のショットはトップ気味に入ったのですが、グリーン手前から旨い具合に転がってグリーンに届き、ニアピン間違いなしと思っていたところ、受けグリーンを何とオーバーしてしまったのです。後で聞いたところ、御本人も当然乗ったと思っていたのに、どうして拍手がないのかなと疑問に思ったそうです。それくらいショートアプローチ、グリーン上と悩まされました。

このような状況の下でも越智先生はドライバーも軽く振っているようで距離が出るし、アイアン

ショットも正確に打ってくるので、見ていて素晴らしい、また前川先生は特にバンカーショットが絶妙で、私と同じバンカーに入った折りなど、技量の差をさまざまと見せ付けられました。

印象に残ったホールは17番パー4で、右ドッグレックとなっており、ドライバーで真っ直ぐ打つとラフへ抜けてしまうので、越智先生は200ヤード付近でスライスを掛けるというのです。

宣言どおりのショットを見せられ、私もその気になって私なりにトライしてみたところスライスが掛かり、フェアウェーのいい所でした。2打目は失敗してグリーンの右へはずしましたが、次のショートアプローチではグリーンを直接狙わず手前の斜面に落としたところ、早いグリーンでも何とか止まってくれてワンパットで沈めることができました。

優勝など全く頭にありませんでしたが、いざ表彰となってみると、優勝から3位までは私ども第2組で独占していました。私の場合はハンディをたくさん頂いていたので優勝できたものの、ネットで74、76、77となっていました。お二人の足をあまり引っ張らずに済んだかなとほっとするとともに、優勝の喜びを改めて感じました。

次回はハンディを大幅にカットされるので、本当にうまくならないと上位入賞は難しくなりますが、それはそれとして参加できることを楽しみにしています。



当日の競技結果（敬称略）

優 勝	鈴 木 康 雄	ネット74
準 優 勝	前 川 和 義	ネット76
3 位	越 智 通 秀	ネット77
ペスグロ	越 智 通 秀	79ストローク



この年を迎えて

上 秀夫

新年明けましておめでとうございます。

中央大学会計人会の会員の皆様方には、ご健勝で新年をお迎えのことと、謹んでお慶び申し上げます。昨年中は会長はじめ役員の皆様方には、一方ならぬご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございました心より御礼申し上げます。

さて、この世紀末の政治、行政のあまりの酷さ、不甲斐なさ、無責任さに呆れ果てたのは、皆さんも同じだと思います。一方、税務、会計業界においては、何をやっても行政の渦の中に埋没してしまい、国民の目には時折新聞を賑わす、不正監査で告発される会計士、脱税帮助で捕まる悪徳税理士だけしか見て来ない。これでは規制緩和問題等で揺れる現状に対応できないのではないでしょうか！

現在、税理士会では基本方針として、税理士の社会的地位の向上を目指すと謳っているからには、全国民の目に直接見える活動をする可きでしょう。税金の使い途の検証、配分の見直し運動等、税理士が社会の為にやれる事は沢山あると思われます。直ぐにでも具体的行動を起こす可き時期ではないでしょうか。

ここで、常日頃私の考えている地方自治体の政事に対する私見の一端を申し述べてみましょう。

第一は、自治体の大福帳的どんぶり会計を改革すべきであると思います。単年度予算を組み、消化するだけのシステムが、現在の財政破綻を生み出している訳で、民間会計を導入すれば自治体職員にも減価意識が芽生え、大切な税金の無駄遣いを減らす一因となるでしょう。このコンピュータ時代この程度の改革は容易いものと思われます。要はやる気が有るか無いかだけの問題でしょう。

また併せて経理のガラス張り化を図る為にも、自治体外郭団体を含めた外部監査の導入運動を繰り広げて行かなければならぬと思います。

第二は、教育改革を掲げたいと思います。現状の行き過ぎた偏差値偏向教育が、日本の悪化の全

ての始まりです。あの傲慢な官僚の誕生を許し、青少年の不良者数の増大をもたらしたのも、根は一緒だと思います。年寄を敬い、弱者への思いやりの心を育ませる為にも、思いやり教育を構築し、教師として社会経験豊な熟年層の活用を図ったら如何でしょうか。

さて、紙面にも限りが有りますのでこの辺に留めますが、中央大学会計人会の皆様に常日頃の私の考えを述べさせて頂き併せて私 上秀夫の新年のご挨拶に替えさせて頂きます。

近藤 裕先生自治功労者として

「東京都知事賞」を受賞する。

近藤先生は戦後間もない昭和23年、郷里の素封家の書生をしながら県立米子中学校を卒業した後広島財務局に勤務しながら夜間高校を卒業、国税庁税務講習所（現税務大学校）で1年間勉強した。しかし学問への志止み難く、更に中央大学法学部、都立大学人文学部を卒業、その広範囲な勉強ぶりには驚きのほかはない。

その後、いよいよ税理士として独立しようと考え、昭和42年拓大大学院商学研究科を修了して税理士事務所を開業して30を経ている。それまでに引き続き日大通信教育で5年間かけて経済学を学び、53歳から慶應大学通信教育で哲学を勉強するなど、その学識の広さ、学問への熱意はなかなかまねのできることではない。このようにその人柄に信頼と敬愛を集めている先生は、在住の国分寺市関係の公職歴も多く、固定資産評価審査委員会委員及び委員長を22年、小売商業活動調整協議会委員及び副委員長など12年、さらに不動産評価審査会、財産価格審議会の委員や副会長などを長く務めている。また本来業務の税理士界では、東京税理士会立川支部副支部長、同会理事、全国税理士共栄会常務理事、そして現在東京税理士会立川支部長の重責にある。

今回の東京都知事表彰に当っても、以上のような税理士活動を通じての市政に対する貢献度が著しく高いことが評価されたものであろう。

なお、先生は近く当会々員となられる予定であるとのことである。